

第6章 悪臭

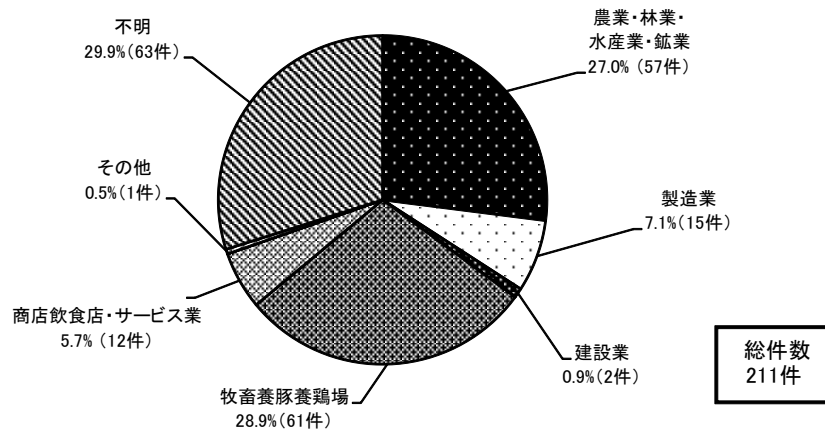
第1節 悪臭の現況

1 悪臭苦情の状況

悪臭は、人の感覚に直接訴える公害であり、また地域性の高い公害であるという点において、騒音、振動の公害と類似しています。

平成24年度における本県の悪臭苦情件数は211件であり、発生源別にみると、発生源が明らかな苦情の中では牧畜養豚養鶏場に起因するものが61件（28.9%）と最も多く、次いで農業・林業・水産業・鉱業に起因するものが57件（27.0%）となっています。

悪臭の発生源別苦情件数(平成24年度)



2 悪臭に係る環境基準

環境基本法に基づき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で、維持されることが望ましい基準として「悪臭に係る環境基準」が定められています。

本県においては、宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、川南町、都農町、門川町及び高千穂町の9市10町について、悪臭に係る環境基準の類型指定を行っています。

第2節 悪臭の防止対策

悪臭防止法では、工場・事業場から排出される悪臭物質について規制地域を指定し、排出形態に応じて敷地境界線、気体排出口及び排水について濃度規制基準又は臭気指数規制基準を定めることができ、規制地域の指定及び規制基準の設定を知事（市については各市長）が行うこととされています。悪臭物質は、現在22物質となっています。

本県は、同法に基づき、平成25年3月末現在、9市10町について規制地域を指定し、宮崎市においては敷地境界線における臭気指数規制、その他の市町については敷地境界線における濃度規制を行っています。

また、市町村長は規制基準に適合しないことにより住民の生活環境が損なわれていると認めるときは、悪臭物質の排出防止設備の改善等に関し、改善勧告、さらに改善命令を行うことができることとされています（平成24年度勧告・命令件数実績：0件）。